

京都市告示第567号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成31年2月7日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
つちだ整形外科医院	北区紫野下鳥田町55	平成31年1月1日
医療法人芝山眼科	中京区恵比須町439番地 早川ビル5階	平成31年1月1日
社会医療法人太秦病院附属 うずまさ診療所	右京区太秦帷子ヶ辻町30番地の4	平成31年1月1日
池田産婦人科医院	伏見区桃山町養斉20の12	平成31年1月1日
医療法人麒愛会 たかはし 歯科医院	中京区西ノ京円町4番地2	平成31年1月4日
医療法人すみれ おおくぼ 歯科クリニック	左京区下鴨高木町32番地3	平成30年11月27日
シモジ歯科クリニック	伏見区向島二ノ丸町151-3	平成31年2月1日
そうごう薬局 向島店	伏見区向島丸町16番地7	平成31年2月1日
銭形企画訪問看護ステーション COCO	下京区黒門通五条下る柿本町594番地 33	平成31年1月25日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)